

## 七戸町まちづくり出前座談会実施要綱

平成 26 年 5 月 12 日

告示第 6 号

(目的)

第 1 条 この告示は、町民が主催する会議等に町長等が出席し、明日の七戸町について意見交換をする七戸町まちづくり出前座談会（以下「座談会」という。）を実施し、町政運営に反映させることにより、町と地域住民との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(対象)

第 2 条 座談会を申し込むことができる者は、分館、町内会及び常会並びに町内に在住する者で構成する団体等でおおむね 10 人以上の参加が見込まれるもの（以下「団体等」という。）とする。

(内容)

第 3 条 座談会は、団体等が設定したテーマに沿って、地域の活性化や団体等が抱える課題の解決等に向けて話し合うものとする。

(出席者)

第 4 条 団体等は、第 7 条の規定による申し込みにおいて、下記の出席を求めることができるものとする。

- (1) 町長
- (2) 教育長
- (3) 関係課の職員

2 前項第 1 号において、町長が出席できないときは副町長が出席するものとする。

(開催日時)

第 5 条 座談会は、原則として七戸町の休日を定める条例(平成 17 年条例第 2 号)に規定する日を除く日の午前 9 時から午後 8 時までとし、1 回の開催時間は 1 時間 30 分以内とする。

(開催場所)

第 6 条 座談会の開催場所は町内に限るものとし、当該場所の確保及び座談会の運営は、団体等が行うものとする。

(申し込み)

第 7 条 座談会を開催しようとする団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、開催希望日の 1 月前までに、七戸町まちづくり出前座談会申込書（様式第 1 号）を町長に提出するものとする。

2 前項の規定による各団体等の申し込みは、原則として、当該年度につき 1 回までとする。

(開催の決定)

第 8 条 町長は、前条第 1 項に規定する申し込みがあったときは、内容等を審査し、

関係課と調整のうえ実施の可否を決定し、七戸町まちづくり出前座談会実施決定（却下）通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（開催の制限）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、座談会を実施しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的として行うおそれがあると認められるとき。
- (3) 単なる批判・苦情又は個別相談等を目的として行うおそれがあると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、座談会の目的に反すると認められるとき。

（費用負担）

第10条 座談会に出席する町長及び職員に係る費用並びに当該座談会の資料の作成に要する費用は町が負担する。

2 前項に掲げるもののほか、座談会の開催に要する費用は、前々条の規定による決定を受けた団体等の負担とする。

3 町の公の施設において座談会を実施しようとするときは、前項の規定に関わらず、申込者は施設の管理者に対して使用料の減免申請をすることができるものとする。

（庶務）

第11条 座談会に係る庶務は、企画調整課において処理する。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

七戸町まちづくり出前座談会申込書

年 月 日

七戸町長 様

団体等名

代表者名

印

次により七戸町まちづくり出前座談会を開催したいので、七戸町まちづくり出前座談会実施要綱第7条の規定により申し込みます。

希望するテーマ	
内 容 (書ききれないときは 資料を添付する)	
出席者の希望 (○で囲む)	1. 町長（副町長） 2. 教育長 3. 関係課職員
開催予定日時 (時間は1時間30分以 内とする)	第1希望： 月 日 時 分から 時 分まで 第2希望： 月 日 時 分から 時 分まで
開催場所	住 所： 施 設 名： 電話番号：
参加者予定人数（おおむ ね10人以上とする）	人
申込責任者 (問い合わせ先)	住 所： 氏 名： 電話番号：

注意事項

1. 座談会の開催場所は、申込団体が確保してください。
2. 座談会に出席する町長及び職員並びに資料の作成に係る費用は町が負担しますが、それ以外の費用（会場借上料及び光熱水費等）は申込団体が負担してください。ただし、町の公の施設で実施するときは、施設管理者へ使用料の減免申請をすることができます。
3. 七戸町まちづくり出前座談会実施要綱第9条に該当すると認められるときは、座談会を実施することができませんので、あらかじめご了承ください。

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

七戸町長

印

七戸町まちづくり出前座談会実施決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました七戸町まちづくり出前座談会について、次のおり決定（却下）したので通知します。

1. 決 定

開催日	年 月 日 ( )	時間	
開催場所			
テーマ及び内容			
出席予定者			
費用負担	座談会に出席する町長及び職員並びに資料の作成に係る費用は町が負担しますが、それ以外の費用（会場借上料及び光熱水費等）は申込団体が負担してください。ただし、町の公の施設で実施するときは、施設管理者へ使用料の減免申請をすることができます。		
注意事項	町政についての建設的な意見交換とするため、以下に該当する場合には、座談会を中断させていただくことがありますのでご了承ください。 (1) 公の秩序を乱す内容であるとき。 (2) 政治、宗教又は営利を目的とした内容であるとき。 (3) 単なる批判・苦情又は個別相談等を目的とした内容であるとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか、座談会の目的に反するとき。		

2. 却 下  
(理由)

問い合わせ先：七戸町企画調整課（電話番号 0176-68-2940）